

小山工業高等専門学校運営会議規程

制 定 昭和56年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

(審議事項)

第1条 小山工業高等専門学校運営会議(以下「運営会議」という。)は、校長の諮問建議機関として次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学校の運営組織の設置・廃止に関する事項
- 二 他の運営組織の所管に属さない事項
- 三 校務運営上重要でかつ連絡・調整を要する事項

(組織)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長(総務主事)、副校長(教務主事)、副校長(学生主事)及び副校長(寮務主事)
- 二 専攻科長
- 三 学科長
- 四 図書情報センター長
- 五 情報科学教育研究センター長
- 六 地域連携共同開発センター長
- 七 ものづくり教育研究センター長
- 八 教育研究技術支援部長
- 九 国際交流推進室長
- 十 事務部長
- 十一 総務課長及び学生課長

(会議)

第3条 運営会議は、校長が招集し、主宰する。

2 運営会議は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

3 校長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第4条 運営会議に関する事務は、総務課総務係が処理する。

附 則

1 この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校連絡会規則は、廃止する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。